資料9 春日井市生活環境の保全に関する条例第27条 排水に関する指導基準 項目及び基準値

## 1 生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量

	T 1010 1 + 1000	(女小里次U IT)近彻夏 	3.22	56	
				許容限度(単位	1 リットルにつ
				きミリグラム)	
_	L場等の区分		業種	生物化学的酸素要浮遊物質量(括	
				求量(括弧内は、	弧内は、日間平
				日間平均)	均)
m.	下水道処理区域	1 全業種		25	70
既設	に所在するもの	工术性		(20)	(50)
の	その他の区域に	2 畜産農業又は畜	<b>产壮」ビッ类</b>	130	160
Ĭ		2 宙性辰耒入は宙	座り一し ク来		
工場等	所在するもの		est that est that Mr.	(110)	(120)
等		3 畜産食料品製造	乳製品製造業	80	30
		業		(60)	(20)
			その他	120	90
				(100)	(70)
		4 野菜缶詰・果実	缶詰・農産保存食料品製造	上 120	40
		業		(100)	(30)
		5 精穀・製粉業	パン・菓子製造業(製造力	80	80
		売業含む)又はあ		(60)	(60)
		6 動植物油脂製造		100	80
		0 期他物曲服殺坦	<b>来</b>		
		- July 127 fful 245 216 22	- ) >0 ) #bil >t- >ll/.	(80)	(60)
		7 糖類製造業又は	でんぷん製造業	120	90
				(100)	(70)
		8 冷凍調理食品製造業		50	70
				(40)	(50)
		9 水産食料品製造	水産食料品製造業、調味料製造業、めん類		90
	製造業、豆腐・油揚製造業、惣菜製造業		揚製浩業 物菜製浩業 化	(100)	(70)
		に分類されない食料品製造業、料理品			(, ,
			こ等加工食品小売業		
			C 寻加工及吅介·九来	40	30
		10 上一// 表坦来			
		Sule See Hall Sale Sile		(30)	(20)
		11 清酒製造業		120	90
				(100)	(70)
		12 蒸留酒・混成酒製造業		160	120
				(120)	(100)
		13 清涼飲料製造業、果実酒製造業		60	70
				(50)	(50)
		14 茶・コーヒー製	造業、製氷業又はたばこり		70
		造業	<b>温水、水水水水水はにはこ</b> な	(50)	(50)
		15 飼料・有機質肥	机制冲光	160	200
		10 四州イグ日放貝ル	们衣但未		(150)
		10 64564 244 12	イケケキャコンサイルハー	(120)	, ,
			毛紡績業又は整毛業(洗乳		180
			施設を有するものに阝	艮 (100)	(150)
		製品製造業	る。)		
			染色整理業毛織物機械導	₹ 50	50
			色整理業	(40)	(40)
			その他	100	100
				(80)	(80)
			その他	100	100
			C */ 10	(80)	(80)
				(00)	(00)
			1		1

CVIE	30	120
	(70)	(100)
19 印刷・同関連業、新聞業、出版業、写真業	25	30
又は写真現像・焼付け業	(20)	(20)
20 化学工業 医薬品製造業	40	60
	(30)	(50)
その他	30	40
	(20)	(30)
21 石油製品・石炭製品製造業	30	30
	(20)	(20)
22 プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業	25	30
又はなめし革・同製品・毛皮製造業	(20)	(20)
23 窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	25	150
More I recensed to the first term	(20)	(120)
24 鉄鋼業	25	40
2007	(20)	(30)
25 非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器	25	30
具製造業、その他の製造業又は機械修理業	(20)	(20)
26 ガス製造工業又はガス供給所	90	30
20 77 7. 及這工朱久は77 7. 八州/月	(70)	(20)
27 上水道業又は工業用水道業	25	30
工术是未入体工来用水是来	(20)	(20)
28 酸若しくはアルカリによる表面処理施設	25	30
を有するもの又は電気めっき施設を有する	(20)	(20)
もの	(20)	(20)
29 飲食店	90	90
2.5 队及归	(70)	(70)
30 宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	90	90
10 旧石采、五水石勿采入は竹水石勿采	(70)	(70)
31 医療業又は老人福祉・介護事業(訪問介護	40	90
事業を除く)	(30)	(70)
32 と畜業	80	80
20世末	(60)	(60)
33 地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に	50	70
規定するもの)	(40)	(50)
34 自動車整備業、自動車卸売業又は自動車小	50	70
元業 元業	(40)	(50)
35 自動式車両洗浄施設を有するもの	25	70
19 日野八早門尓伊旭政を行りるもり	(20)	(50)
36 保健衛生、学術・開発研究機関、商品検査	40	90
	(30)	(70)
業又は計量証明業		` '
37 一般廃棄物処理業	40	50
20 女型展泰縣加州类型157 不从屋本址与州	(30)	(40)
38 産業廃棄物処理業又はその他廃棄物処理	25	30
業	(20)	(20)
	90	100
39 501 人槽以上の浄化槽を有するもの	(30)	(70)

17 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、

その他

湿式繊維板製造業

(50)

120

(100)

120

(100)

(70)

180

(150)

50 (40)

120

表具業又は家具修理業

加工品製造業

18 パルプ・紙・紙板紙製造業

	1			
		40 下水道業	25	70
			(20)	(50)
		41 第2項から第40項までの業種以外の業種	90	100
			(60)	(70)
新	下水道処理区域	42 全業種	25	30
設	に所在するもの		(20)	(20)
の	その他の区域に	43 全業種 (第44項から第52項までの業種を	25	30
上担	所在するもの	除く。)	(20)	(20)
の工場等		44 畜産農業又は畜産サービス業	90	100
			(70)	(80)
		45 食料品製造業乳製品製造業	50	30
		(ビール製造業	(40)	(20)
		及び冷凍調理食野菜缶詰・果実缶詰・農産	50	40
		品 製 造 業 を 除保存食料品製造業	(40)	(30)
		く。) 動植物油脂製造業、糖類製	50	50
		造業又はでんぷん製造業	(40)	(40)
		その他	50	50
			(40)	(40)
		46 繊維工業又は衣類・その他の繊維製品製造	50	40
		業	(40)	(30)
		47 鉄鋼業	25	30
			(20)	(20)
		48 飲食店	40	70
			(30)	(50)
		49 宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	40	70
		III II	(30)	(50)
		50 501 人槽以上の浄化槽を有するもの	40	80
	51 下水道業		(30)	(60)
			25	70
			(20)	(50)
		52 第41項に該当する業種	40	80
		21. 21. 22. 22. 24. E.	(30)	(60)
	備考			

## 備考

- 1 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条第8号に 規定する処理区域をいう。
- 2 「既設の工場等」とは、平成20年7月1日前に設置された工場等をいい、「新設の工場等」と は平成20年7月1日以後(同日において建設工事中であるものを除く。)に設置する工場等をい う。
- 3 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 4 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 6 一の工場等が二以上の業種に属する場合にあっては、より厳しい許容限度を適用する。
- 7 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)その他の水質汚濁防止法に基づく排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等については、この表の規定は、適用しない。

## 2 水素イオン濃度等

項目		許容限度	
水素イオン濃度		水素指数 5.8~8.6	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	1リットルにつき5ミリグラム	
含有量	動植物油脂類	1リットルにつき30ミリグラム	
フェノール類含有量		1リットルにつき5ミリグラム	
銅含有量		1リットルにつき3ミリグラム	
亜鉛含有量		1リットルにつき2ミリグラム	
溶解性鉄含有量		1 リットルにつき 10 ミリグラム	
溶解性マンガン含有量		1 リットルにつき 10 ミリグラム	
クロム含有量		1リットルにつき2ミリグラム	
大腸菌数		日間平均1ミリリットルにつき 800 コロニー形成	
		単位	
窒素含有量		1 リットルにつき 120 ミリグラム(日間平均1リ	
		ットルにつき 60 ミリグラム)	
<sup>りん</sup> 燐含有量		1 リットルにつき 16 ミリグラム (日間平均 1 リッ	
		トルにつき8ミリグラム)	

## 備考

- 1 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 4 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例その他の水質汚濁防止法に基づく 排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等について は、この表の規定は、適用しない。
- 5 大腸菌数については、令和7年4月1日より適用。令和7年3月31日までは、項目として「大腸菌群数」、許容限度として「日間平均1立方センチメートルにつき3,000個」が適用される。